

都南の園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 83 号

都南の園管理規則の一部を改正する規則

都南の園管理規則（昭和 51 年岩手県規則第 60 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(短期入所事業)</p> <p>第 3 条 都南の園においては、<u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第 4 条の 2 第 8 項に規定する身体障害者短期入所事業、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第 4 条第 9 項に規定する知的障害者短期入所事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 2 第 9 項に規定する児童短期入所事業</u>（以下「短期入所事業」という。）を行うものとする。</p> <p>(退所)</p> <p>第10条 園長は、入所者（<u>身体障害者福祉法第17条の10第 1 項の規定により施設訓練等支援費を受給している者を除く。</u>）のうち、健康上その他の理由で退所することが適当と認めるものがあるときは、その旨を児童相談所長又は市町村長に報告し、必要な措置を求めなければならない。</p> <p>(費用)</p> <p>第11条 園長は、<u>短期入所事業の利用者又は利用者の扶養義務者から、身体障害者福祉法第17条の 4 第 1 項、知的障害者福祉法第15条の 5 第 1 項及び児童福祉法第21条の10第 1 項の規定による短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち次に掲げる費用を徴収することができる。</u></p> <p>(1) 食材料費</p> <p>(2) 日用品費</p> <p>(3) <u>その他短期入所事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</u></p>	<p>(短期入所事業)</p> <p>第 3 条 都南の園においては、<u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業のうち同条第 8 項に規定する短期入所を行う事業</u>（以下「短期入所事業」という。）を行うものとする。</p> <p>(退所)</p> <p>第10条 園長は、入所者（<u>身体障害者福祉法第17条の10第 1 項の規定により施設訓練等支援費を受給している者</u>（以下「施設訓練等支援費受給者」という。）を除く。）のうち、健康上その他の理由で退所することが適当と認めるものがあるときは、その旨を児童相談所長又は市町村長に報告し、必要な措置を求めなければならない。</p> <p>(費用)</p> <p>第11条 園長は、<u>障害者自立支援法第 5 条第17項第 2 号に規定する支給決定障害者等が短期入所事業を利用したときは、当該支給決定障害者等から障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第25条第 2 号に定める費用を徴収することができる。</u></p> <p>2 園長は、<u>施設訓練等支援費受給者が身体障害者更生施設肢体不自由者入所部門において身体障害者福祉法第17条の10第 1 項に規定する指定施設支援（以下「指定施設支援」という。）を受けたときは、当該施設訓練等支援費受給者から身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。次項において「省令」という。）第 9 条の15第 1 号に定める費用を徴収することができる。</u></p> <p>3 園長は、<u>施設訓練等支援費受給者が身体障害者更生施設肢体</u></p>

不自由者通所部門において指定施設支援を受けたときは、当該施設訓練等支援費受給者から省令第9条の15第2号に定める費用を徴収することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。